

一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例

平成28年3月24日

一関地区広域行政組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の退職管理)

第2条 職員の退職管理については、一関市職員の退職管理に関する条例（平成28年一関市条例第3号）の規定の例による。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。